

京都市告示第 183 号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成18年8月31日

京都市長 榎本頼兼

医療機関指定（診療所・歯科・薬局・訪問看護ステーション）

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人 井上医院	伏見区醍醐落保町71番地	平成18年7月3日
藤田医院	伏見区深草上横縄町10番地の57	平成18年6月25日
西医院	伏見区深草祓川町10番地の3 HTOビル1階	平成18年7月1日
ひまわりクリニック京都	下京区四条通寺町東入ル御旅宮本町7番地	平成18年5月1日
水野歯科医院	左京区一乗寺里ノ前町35番地	平成18年6月30日
速水歯科医院	左京区二条通新間ノ町西入石原町279番地の4	平成18年7月1日
医療法人 宮本歯科医院	左京区岡崎北御所町48番地の2	平成18年7月1日
高宮調剤薬局	中京区富小路通錦小路上ル高宮町588番地 三木ビル1F	平成18年7月1日
訪問看護ステーションユニネット・まちかど	南区西九条南田町75番地の2	平成18年7月13日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)